

# 若者に多い消費者トラブル (こんな手口に気をつけて)



## インターネットショッピングのトラブル

インターネットショッピング（通信販売）で、代金を支払ったのに商品のバッグが届かない。あきらめるしかないの？



販売している事業者のホームページに、住所や電話番号、メールアドレスなどの連絡先がないか確認しましょう。販売事業者とのやりとり（電話やメール）の記録、代金支払い時の振込みの控えなど関係資料を整理した上で、消費者センターに相談しましょう。

## 注意のポイント

- ▶ 買う前に、販売事業者の名称・住所・電話番号や商品をよく確認し、注文画面を保存しておく。
- ▶ 「欲しかった商品と違った」場合でも、通信販売ではクーリング・オフができないので、返品ができるかなどの利用規約や購入の条件等をよく確認してから申し込む。

## 悪質な「お試し」商法

スマホで動画を見ていたら、「ダイエットサプリメントを飲めば簡単に痩せることができる。」というストーリー仕立ての動画広告が現れ、「初回お試し500円！」と何度も言っていたので、申し込んでみた。お試しの商品が届いたあと、しばらくすると、また同じ商品が届き、請求書をみると「2回目以降、1回あたり9,800円の定期購入（5回分）」で契約していることになっていた。9,800円も支払えないでの、すぐに解約したい。



「初回お試し500円！」などと広告に表示しながら、これとは矛盾した定期購入の条件を購入サイトにわかりにくく表示（サイトの下に小さく表示するなど）して、高額な代金を請求する悪質な「お試し」商法の被害が急増しています。おかしいなと思ったら、すぐに消費者センターに相談しましょう。

## 注意のポイント

- ▶ 動画サイトやSNSに表示される広告により、購入サイトの注文画面に誘導されて申し込んでしまう場合が多い。こうした広告は、人の心を引き付けるため巧妙に作られているので、「お試し」の言葉に騙されて、安易に申し込まないよう十分注意する。
- ▶ 事業者が「電話でしか解約できない」としているのに、なかなか電話がつながらず、すぐに解約できないといったケースも多い。

## アポイントメントセールス

SNSで知り合った人から、「簡単に稼げる副業の無料セミナーがある。」と誘われて参加したところ、「インターネットでもうける方法を教える。」と言われて、30万円の情報商材を勧められた。一度帰って考えると断っても帰してくれなかつたので、帰るために契約してしまった。契約をやめたいけど、どうしたらいいの？



契約書を受け取って8日以内ならクーリング・オフができます。また、あなたが帰りたいと伝えたのに帰らせてくれない（勧誘を続けられた）場合は、契約を取り消すことができます。



## 注意のポイント

- ▶ 見知らぬ人やSNSで知り合った人からの誘い（もうけ話）には、十分注意する。
  - ▶ 契約したことを家族に相談しないよう口止めされる場合もあるが、契約を解除したいが応じてくれないなど、自分で解決できないときは、すぐに家族や消費者センターに相談する。
- ※情報商材とは：副業・投資やギャンブル等で高額収入を受けるためのノウハウ等と称して販売している情報。
- ③ 例 動画、メールマガジン、冊子、DVDなど

## マルチ商法

「簡単にもうかる」「友達を誘い会員にすると利益が出る」と言って先輩に誘われ、断り切れず高額な健康食品を大量に買わされた。商品を売るため友達に強引にすすめたが、商品は売れず、友達との関係も悪くなってしまった・・・。



マルチ商法で確実に収入を得られる保証はありません。誘われたら、きっぱり断ってください。契約書を受け取って20日以内ならクーリング・オフができます。誘われて断り切れずに契約してしまった場合は、すぐに消費者センターに相談してください。

## 注意のポイント

- ▶商品を売ることになるため、強引に人にすすめることで、友達を失うことにもなる。
- ▶商品を買うお金がないと断っても、すぐにもうかるからと、消費者金融での借金をすすめられるケースもある。
- ▶成人して間もない人がターゲットになることが多い。

## エステティックサービスのトラブル

無料体験に行ったエステティックサロンで有効期間3年、総額48万円のエステ24回分を契約したが、3ヶ月がたっても効果が感じられない。中途解約したいが、利用していない分を返金してもらえるの？



エステティックの契約のうち、利用期間が1ヶ月を超え、総額が5万円を超えるものは、特定継続的役務提供として、契約期間内であれば理由を問わず中途解約ができます。所定の解約費用を支払う必要があり、清算して支払い過ぎがある場合は、返金してもらうことができます。

## 注意のポイント

- ▶中途解約する際、事業者は消費者に対して既にサービスを行った料金に加えて中途解約の費用（いわゆる解約料）を請求できるが、上限額は2万円と定められている。

## その他のトラブル

### ◆架空請求・ワンクリック請求

アダルトサイトをクリックしただけで、突然、「登録完了 入会金10万円」などと画面に表示されるケースや、電子メール・ハガキなどで心当たりのないサイト利用料を請求されるケースがあります。事業者へ連絡すると言葉巧みに金銭を要求されることになるので、事業者には決して連絡しないようにしましょう。不安がある場合は、家族や消費者センターに相談しましょう。

### ◆オンラインゲームでの課金トラブル

未成年者が、親のクレジットカードを無断で使用してオンラインゲームの有料アイテムを購入し、カード会社から数十万円の請求書が届いたといったトラブルが発生しています。保護者の同意をもらわずに未成年者が行った契約は、原則取り消すことができます。しかし、クレジットカード名義人にはカードを適切に管理する義務があり、家族に無断で使用された場合でも、原則支払わなければならないため、注意が必要です。

## 詐欺の加害者にならない!



### ◆特殊詐欺の受け子

スーツを着て、電話で指示された場所に行き、知らないおじいさんやおばあさんから封筒を預かるだけで、高額なアルバイト料がもらえると先輩から仕事を紹介された。実は特殊詐欺の受け子（現金を被害者から直接受け取る役）の仕事で、封筒の中身は現金だったらしく、警察官に声をかけられ、捕まってしまった。  
⇒本人はアルバイトのつもりでも、オレオレ詐欺等の受け子や出し子（被害者が振り込んだお金を銀行から引き出す役）は犯罪です。詐欺罪は10年以下の懲役となります。